

大分県報

令和七年
号外（一八）
三月三十一日

（月曜日）

目次

規則

大分県行政組織規則の一部改正……………	一
大分県事務委任規則の一部改正……………	五
職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規則の一部改正……………	六
大分県職員住宅管理規則の一部改正……………	七
技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の一部改正……………	七
退職手当の支給等に関する規則の一部改正……………	二一
大分県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部改正……………	二一

規則

大分県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和七年三月三十一日

大分県規則第四号

大分県行政組織規則の一部を改正する規則

大分県行政組織規則（昭和三十一年大分県規則第十号）の一部を次のように改正する。
目次中「第四十四条の二十七」を「第四十四条の二十五」に改める。

第三条第一項の表の総務部の項中「電子自治体推進課」を「デジタル政策課」に、「行政DX推進班」を「地域DX推進班、行政DX推進班」に改め、「総務事務第二班」の下に「総務事務第三班」を加え、同表の企画振興部の項中「新総合計画班」を削り、「国際政策班」を「海外戦略班、多文化共生推進班」に、

芸術文化振興課

芸術文化企画班、芸術文化振興班

を

令和七年三月三十一日

芸術文化振興課
スポーツ振興課

芸術文化企画班、芸術文化振興班
スポーツ企画班、スポーツ振興班

に、

「交通企画・空港班」を「空港企画班、海上交通班」に改め、同表の福祉保健部の項中

国保医療課

国保運営指導班、保険医療指導班

を

県民健康増進課

国保運営指導班、健康寿命延伸班、生活習慣病対策班

に改め、

同表の商工観光労働部の項中「管理・環境班」を「管理予算班」に、

DX推進課

DX推進班
先端技術挑戦班、宇宙開発振興班

を

先端技術挑戦課

先端技術・DX推進班、航空産業振興班、宇宙開発振興班

に改め、

同表の農林水産部の項中「企画管理班」の下に「農業成長産業化推進班」を加え、「世界農業遺産推進班」を削り、「地域農業班」を「地域連携・世界農業遺産推進班」に改め、「企業参入支援班」を削り、「集落営農班」を「地域営農企画班」に、「国内流通班、海外流通班、農商工連携班」を「流通企画班、輸出促進班、販路開拓班」に、「産企企画班、流通推進班」を「企画流通班」に改め、「漁業取締第三班」を削り、同表の土木建築部の項中「盛土対策班」を「盛土対策第一班、盛土対策第二班」に改め、同表第二項の表中芸術文化振興課の項及び健康政策・感染症対策課の項を削り、障害福祉課の項の次に次のように加える。

生活環境企画課

協働・共助推進室

協働・共助推進班

第三条第二項の表の工業振興課の項中「新産業振興室」を「産業GX推進室」に、「新産

大分県報号外（規則）

業・技術振興班、次世代エネルギー・医療機器産業班」を「産業GX推進班」に改め、同表の農林水産企画課の項中

農業成長産業化推進室	農業成長産業化推進班
工事技術管理室	工事技術管理班
工事技術管理室	工事技術管理班

を

に改め、

同項の次に次のように加える。

新規就業・経営体 支援課	企業参入・支援室	企業参入班、企業支援班
-----------------	----------	-------------

第三条第二項の表の漁業管理課の項を削る。

第三条の二第三項の表中「財務総合システム開発班」を削る。

第四条第六項の表の総務調整監の項の次に次のように加える。

デジタル政策監	デジタル政策課	上司の命を受け、デジタル政策に関する事務を処理する。
---------	---------	----------------------------

第四条第六項の表の地域保健推進監の項の次に次のように加える。

介護システム改革推進監	高齢者福祉課	上司の命を受け、介護のDX化及び人材確保の推進に関する事務を処理する。
-------------	--------	-------------------------------------

第六条の二（見出しを含む。）中「電子自治体推進課」を「デジタル政策課」に改め、同条第一号中「行政（県及び市町村）」を削り、同条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同条第三号中「自治体の情報化」を「デジタル化」に改め、同条を同条第四号とし、同条第二号中「行政に係る情報ネットワーク」を「デジタルインフラ」に改め、同条を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 デジタル技術に係る危機管理等の総合調整に関すること
第十三条中第十一号を第十二号とし、第二号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 多文化共生の推進に関すること

第十四条第九号中「スポーツ振興室」を「スポーツ振興課」に改め、同条の次に次の一号を加える。

（スポーツ振興課の事務分掌）

第十四条の二 スポーツ振興課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 地域活性化につながるスポーツの振興に関すること
- 二 地域活性化に資するスポーツ施設のあり方の検討に関すること
- 二十条中第十七号を削り、第十六号を第十七号とし、第十三条から第十五条までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。
- 十三 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（令和六年法律第七十号）の施行に関すること

第二十号の二（見出しを含む。）中「国保医療課」を「県民健康増進課」に改め、同条中第六号を第十六号とし、第一号から第五号までを十号ずつ繰り下げ、同条に第一号から第十号までとして次の十号を加える。

- 一 健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）の施行に関すること
- 二 健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法（平成三十年法律第百五十五号）の施行に関すること
- 三 栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）の施行に関すること
- 四 調理師法（昭和三十三年法律第四百七十七号）の施行に関すること
- 五 食品表示法の施行に関する事務のうち、栄養成分の量、熱量その他の国民の健康の増進を図るために必要な食品に関する表示に関すること
- 六 健康教育に関すること
- 七 歯科保健に関すること
- 八 がん対策基本法（平成十八年法律第九十八号）の施行に関すること
- 九 がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一十一号）の施行に関すること
- 十 生活習慣病に関すること
- 第二十一条の三第七号中「児童一時保護所」を「児童一時保護施設」に改め、同条第十一号中「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改める。
- 第二十二条の二第七号中「」の下に「の施行」を加える。
- 第二十三条中第二十九号から第三十二号までを削る。
- 第二十三条の二第五号中「健康増進室」を「県民健康増進課」に改める。
- 第二十三条の三第二十七号中「大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例」を「大分

県土砂等の堆積行為の規制に関する条例」に改める。

第二十四条の三中第十四号及び第十五号を削り、第十六号を第十四号とし、第十七号を第十五号とし、第十九号を第二十六号とし、同条第十八号中「新産業振興室」を「産業GX推進室」に改め、同号を同条第二十五号とし、同号の前に次の九号を加える。

十六 医療関連機器産業の振興に関する事

十七 中小企業の技術の高度化に関する事

十八 知的財産の創造及び活用の促進に関する事

十九 科学技術及び発明の振興に関する事

二十 計量に関する事

二十一 産業科学技術センターに関する事

二十二 電磁力応用技術の開発及び普及に関する事

二十三 産学官連携の総合企画及び連絡調整に関する事

二十四 産学官による研究及び技術開発に関する事

第二十五条を削る。

第二十五条の二第二号中「解決」の下に「に資する調査研究」を加え、同条第四号を削り、同条第三号中「利活用」の下に「及び宇宙関連産業の振興」を加え、同号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三 産業のデジタル化及び情報産業の振興に関する事（他の課及び室の所掌に係る事項を除く。）

四 次世代空モビリティ産業の振興に関する事

第二十五条の二に次の一号を加える。

六 公益財団法人ハイパーネットワーク社会研究所に関する事

第二十五条の二を第二十五条とする。

第二十九条第十号を次のように改める。

十 農業行政の企画調整に関する事

第二十九条第十五号を同条第十六号とし、同条第十四号中「農業成長産業化推進室及び」を削り、同号を同条第十五号とし、同条中第十一号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 園芸団地化プランに関する事

第二十九条の二第二号中「（農業成長産業化推進室の所掌に係る事項を除く。）」を削る。

第三十条中第十一号から第十五号までを削り、第十六号を第十一号とし、第十七号を削

り、第十八号を第十二号とし、第十九号から第二十八号までを六号ずつ繰り上げ、同条第二十九号中「新規就業・経営体支援課」の下に「及び企業参入・支援室」を加え、同号を同条第二十三号とし、同条に次の一号を加える。

二十四 世界農業遺産に係る総合企画及び調整に関する事

第三十一条第一号を削り、第二号を第一号とし、同条第三号中「含む」を「除く」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号から同条第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第七号中「農業生産組織」の次に「（法人を除く。）」を加え、同号を同条第六号とし、同条第八号を同条第七号とする。

第三十一条の二に次の六号を加える。

二十五 農山漁村地域におけるむらづくりに関する事

二十六 中山間地域等直接支払事業に関する事

二十七 市町村農業公社の育成指導に関する事

二十八 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する事

二十九 農山漁村電気導入促進法（昭和二十七年法律第三百五十八号）の施行に関する事

と

三十 山村等振興対策事業に関する事

第三十二条第一号中「農畜林水産物」を「農林水産物」に改め、同条第五号中「消費宣伝及び販路開拓」を「販路開拓及び消費宣伝」に改め、同条第八号を削り、同条第九号中「農業改良助長法第八条第二項各号に掲げる」を「農林水産物の」に改め、同号を同条第八号とし、同条第十号を同条第九号とする。

第三十二条の二第二号、第四号及び第六号中「及び流通」及び「（おおいたブランド推進課の所掌に係る事項を除く。）」を削り、同条第七号中「加工及び流通対策」を「及び加工」に改め、「（おおいたブランド推進課の所掌に係る事項を除く。）」を削る。

第三十七条第十二号を削り、同条第十三号中「及び全国豊かな海づくり大会推進室」を削り、同号を同条第十二号とし、同条第十四号を同条第十三号とする。

第四十四条の六を削る。

第四十四条の七第三号中「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」を「物資の流通の効率化に関する法律」に改め、同条を第四十四条の六とする。

第四十四条の八を第四十四条の七とする。

第四十四条の九第四号中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改め、同条を第四十四条の八とする。

第四十四条の十を削り、第四十四条の十一を第四十四条の九とし、同条の次に次の一条を

加える。

（協働・共助推進室の分掌事務）

第四十四条の十 協働・共助推進室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 行政と県民との協働に関する施策の総合調整に関すること
 - 二 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）の施行に関すること
 - 三 ボランティア活動の振興及び総合調整に関すること
 - 四 その他他課に属しない県民活動の支援及び連絡調整に関すること
 - 五 避難所運営の支援に関すること
 - 六 避難所における被災者からの要望等の集約に関すること
 - 七 その他他課に属しない避難所対策に関すること
- 第四十四条の十二を第四十四条の十一とし、第四十四条の十三を第四十四条の十二とす
 第四十四条の十四中第四十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和六年法律第三十七号）の施行に関すること

第四十四条の十四を第四十四条の十三とする。

第四十四条の十五（見出しを含む。）中「新産業振興室」を「産業GX推進室」に改め、同条第一号中「新産業振興に係るプロジェクト推進」を「産業GXの推進」に改め、同条第二号中「医療関連機器産業の振興」を「エネルギー対策」に改め、「こと」の下に「（他課及び室の所掌に係る事項を除く。）」を加え、同条第四号から同条第十三号までを削り、同条に次の二号を加える。

四 ものづくり産業における循環経済の促進に関すること

五 大分コンビニナートの振興に関すること

第四十四条の十五を第四十四条の十四とする。

第四十四条の十六を第四十四条の十五とし、第四十四条の十七を第四十四条の十六とする。

第四十四条の十八を削り、第四十四条の十九を第四十四条の十七とし、同条の次に次の一条を加える。

（企業参入・支援室の事務分掌）

第四十四条の十八 企業参入・支援室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 農業分野への企業参入に関すること

二 農林水産業の担い手対策（新規就業・経営体支援課の所掌に係る事項を除く。）の調整に関すること

三 農業生産組織（新規就業・経営体支援課の所掌に係る事項を除く。）に関すること
 四 農商工連携のうち食品産業等との連携した産地づくりに関すること
 第四十四条の二十を第四十四条の十九とし、第四十四条の二十一から第四十四条の二十三までを一条ずつ繰り上げる。

第四十四条の二十四を削り、第四十四条の二十五を第四十四条の二十三とし、第四十四条の二十六を第四十四条の二十四とし、第四十四条の二十七を第四十四条の二十五とする。

第四十六条の二第六号中「財務会計システム」を「財務総合システムの財務会計執行」に改め、同条第七号中「開発及び」を削る。

第五十四条の表の大分県豊肥振興局の項中「企画管理班、水利整備班」を「総務班、企画調査班、水利整備班」に改め、同表の大分県北部振興局の項中「園芸第三班」を削る。

第六十七条中「室を」を「支所を」に、「室の」を「支所の」に改め、同条の表中「室名」を「支所名」に、

部	子ども相談	相談支援課	相談支援第一班、相談支援第二班、相談支援第三班
	心理支援課	心理支援第一班、心理支援第二班	

を

部	子ども相談	相談支援課	相談支援第一班、相談支援第二班、相談支援第三班、相談支援第四班
	心理支援課	心理支援第一班、心理支援第二班	

に、

「城崎分室」を「大分支所」に、

措置児童支援課	
---------	--

を

措置児童支援課	措置児童支援第一班、措置児童支援第二班
---------	---------------------

に改める。

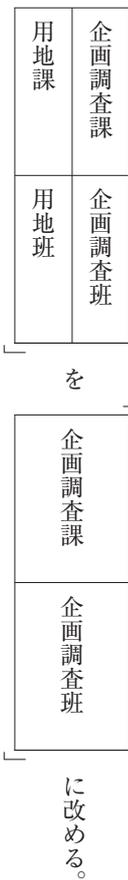
第七十一条第一項中「城崎分室」を「大分支所」に改める。

第七十二条中「子ども・女性相談支援センター長」を「子ども・女性相談支援センター副センター長」に改める。

第七十二条の二（見出しを含む。）中「一時保護所」を「一時保護施設」に改める。
第七十四条の二中「こども・女性相談支援センター副センター長」を「こども・女性相談支援センター長」に改める。

第九十三条の三中「参画推進班及び県民活動支援室」を「及び参画推進班」に改める。
第一百六条中「製品開発支援担当」を削り、「機械担当」を「機械・デザイン担当」に改める。

第八十六条の表の国東土木事務所の項中「河港砂防班」の下に「ダム再生推進班」を加え、同表の佐伯土木事務所の項中「総務班」の下に「用地班」を加え、



別表の総務部の部の県政情報課の款の大分県情報公開・個人情報保護審査会の項中「第三十条の四十第二項」の下に「（同法第三十条の四十四の十三の規定により読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、同表の福祉保健部の部の健康政策・感染症対策健康増進室の款中「健康政策・感染症対策健康増進室」を「県民健康増進課」に改め、同款に次のように加える。

国民健康保険審査会	国民健康保険法第九十一条第一項の規定による保険給付又は保険料その他の徴収金に関する決定に対する不服の審査に関すること
大分県国民健康保険運営協議会	国民健康保険法第十一条第一項の規定による国民健康保険事業の運営に関する事項の審議に関すること
後期高齢者医療審査会	高齢者の医療の確保に関する法律第二百二十八条第一項の規定による医療給付又は保険料その他の徴収金に関する決定に対する不服の審査に関すること

別表の福祉保健部の部の国保医療課の款を削る。

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第二十三条の三第二十七号の改正規定は、同年五月一日から施行する。

大分県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

令和七年三月三十一日

大分県規則第五号

大分県事務委任規則の一部を改正する規則

第一条 大分県事務委任規則（昭和四十三年大分県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号の表の工事の受託に係る契約の締結、変更及び解除の項中「一億円」を「二億円」に改め、同条第七号の表の委託料の項中「二千万円」を「三千万円」に改め、同表の工事請負費の項中「一億円」を「二億円」に改め、同条第八号の表の委託料の項中「二千万円」を「三千万円」に改め、同表の負担金、補助及び交付金の項中「地域活力づくり総合補助金」を「地域未来創造総合補助金」に改める。

別表第三の保健所の長の部の一の款の十一の項中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改め、同項第一号中「第二十一条第一項」を「第二十二条の三」に改め、「大麻」の下に「大麻草の種子若しくは麻葉」を加え、同款の五十三の項中「大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例」を「大分県土砂等の堆積行為の規制に関する条例」に改め、同項第八号中「たい積行為」を「堆積行為」に改め、同部の二の款の一の項中第三十五号を第四十一号とし、第三十号から第三十四号までを六号ずつ繰り下げ、第二十九号中「就労自立給付金」を「就労自立給付金等」に改め、同号を同項第三十五号とし、同項中第二十号から第二十八号を六号ずつ繰り下げ、第十九号を第二十号とし、同号の次に次の五号を加える。

- 二十一 法第五十五条の十第一項第二号の規定に基づき、同号に規定する被保護者就労準備支援事業を実施すること。
- 二十二 法第五十五条の十第一項第三号の規定に基づき、同号に規定する被保護者家計改善支援事業を実施すること。
- 二十三 法第五十五条の十第一項第四号の規定に基づき、同号に規定する被保護者地域居住支援事業を実施すること。
- 二十四 法第五十五条の十一第一項の規定に基づき、同項に規定する特定被保護者を認定し、その氏名その他必要な事項を同項に規定する特定被保護者対象事業を実施する都道府県等に通知すること。
- 二十五 法第五十五条の十一第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による通知を行

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県報号外（規則）

つた旨を当該通知に係る特定被保護者に通知すること。

別表第三の保健所の長の部の二の款の一の項中第十八号を第十九号とし、第十七号を第十八号とし、第十六号を第十七号とし、同項第十五号中「被保護者に対して進学準備給付金」を「被保護者等に対して進学・就職準備給付金」に改め、同号を同項第十六号とし、同項中第七号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 法第二十七条の三第一項の規定に基づき、同項に規定する調整会議を組織すること。

別表第三のこども・女性相談支援センター長の部の二の款の一の項第四号中「実施」の下に「又は社会的養護自立支援拠点事業の実施」を加え、同項第五号中「報告又は送致のあつた児童につき」を削り、同項第十六号中「第三十三条第七項」を「第三十三条第九項」に改め、同項第十七号中「第三十三条第九項」を「第三十三条第十一項」に改め、同項第二十六号中「第五十六条第六項」を「第五十六条第五項」に改め、同表の中津児童相談所長の部の一の項第四号中「実施」の下に「又は社会的養護自立支援拠点事業の実施」を加え、同項第五号中「報告又は送致のあつた児童につき」を削り、同項第十六号中「第三十三条第七項」を「第三十三条第九項」に改め、同項第十七号中「第三十三条第九項」を「第三十三条第十一項」に改め、同項第二十六号中「第五十六条第六項」を「第五十六条第五項」に改め、同表の土木事務所の長の部の十八の項第三号中「第十八条第二十四項第一号」を「第十八条第三十八項第一号」に改め、同部の二十五の項中「大分県営住宅等の設置及び管理に関する条例」を「大分県営住宅の設置及び管理に関する条例」に改め、同項第一号中「(条例第六十条において準用する場合を含む。)」を削り、同部の二十九の項第一号中「第八条」を「第七条」に改め、同項第二号中「第十二条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同項第三号中「第十三条第二項」を「第十二条第二項」に改め、同項第四号から第六号までを削り、同項第七号中「第十七条第一項」を「第十五条第一項」に、「特定建築物の」を「建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物の」に、「特定建築物等」を「当該建築物等」に改め、同号を同項第四号とし、同項第八号から第十三号までを削り、同項第十四号中「第三十五条第一項」を「第三十条第一項」に、「第三十六条第二項」を「第三十一条第二項」に改め、「次号」の下に「第七号」を加え、「第十七号」を「第九号」に改め、同号を同項第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 法第三十条第三項の規定に基づき、計画を建築主事に通知すること。

別表第三の土木事務所の長の部の二十九の項第十五号中「第三十七条」を「第三十二条」に改め、同号を同項第七号とし、同項第十六号中「第三十八条」を「第三十三条」に

改め、同号を同項第八号とし、同項第十七号中「第三十九条」を「第三十四条」に改め、同号を同項第九号とし、同項第十八号から第二十号までを削る。

第二条 大分県事務委任規則の一部を次のように改正する。

別表第三のこども・女性相談支援センター長の部の二の款の一の項第十六号中「第三十三条第九項」を「第三十三条第十八項」に改め、同項第十七号中「第三十三条第十一項」を「第三十三条第二十項」に改め、同表の中津児童相談所長の部の一の項第十六号中「第三十三条第九項」を「第三十三条第十八項」に改め、同項第十七号中「第三十三条第十一項」を「第三十三条第二十項」に改める。

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定中別表第三の保健所の長の部の一の款の五十三の項の改正規定 令和七年五月一日

二 第二条の規定 令和七年六月一日

職員の日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県規則第六号

職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規則(昭和二十六年大分県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

第十条の三第二項中「よる部分休業又は」を「よる部分休業、」に改め、「の育児時間」の下に「又は条例第十三条の四第一項の規定による子育て部分休暇」を加え、「又は当該育児時間」を「、当該育児時間又は当該子育て部分休暇」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(子育て部分休暇)

第十条の四 条例第十三条の四第二項の任命権者が定める時間は、一日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した二時間(育児休業法第十九条第一項の規定による部分休業、育児休業条例第二十五条第二項の育児時間又は条例第十三条の三第一項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該二時間から当

該部分休業、当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間」とする。

2 子育て部分休暇の単位は、三十分とする。

別表第二の十九の項の原因の欄の口中「第十二条」を「第十二条第一項」に、「第十三条」を「第十三条第一項」に改め、「ための」の下に「学校等への出席停止若しくは」を加え、同欄に次のように加える。

ハ 九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子の学校等の行事のうち、入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典への参加をする場合

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

大分県職員住宅管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県規則第七号

大分県職員住宅管理規則の一部を改正する規則

大分県職員住宅管理規則（昭和三十一年大分県規則第百号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「、畑中独身者住宅」を削る。

別表第一の畑中独身者住宅の項を削る。

別表第二の日田教職員住宅（KR1号）の項及び別府教職員住宅（KR2号）の項を削る。

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県規則第八号

技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与及び旅費に関する規則（昭和三十二年大分県規則第七十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第二号の表中「五級四十九号給」を「五級四十一号給」に、「四級六十一号給」を「四級五十三号給」に、「三級六十五号給」を「三級六十一号給」に改める。
別表第一を次のように改める。

令和七年三月三十一日

大分県報号外（規則）

別表第一（第二条関係）

イ 技能労務職給料表（一）

職員 の区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	186,400	228,600	248,500	281,400	309,300
	2	188,100	229,400	249,600	282,200	310,700
	3	189,800	230,200	250,600	282,900	312,000
	4	191,500	231,000	251,600	283,600	313,200
	5	193,200	231,700	252,600	284,200	314,200
	6	194,900	232,500	253,800	284,800	315,400
	7	196,500	233,300	254,900	285,400	316,600
	8	198,100	234,100	256,000	286,000	317,700
	9	199,700	234,900	257,100	286,600	318,800
	10	201,200	235,600	258,100	287,200	319,900
	11	202,800	236,300	259,000	287,800	321,000
	12	204,300	237,000	259,500	288,300	322,100
	13	205,800	237,700	260,100	288,800	323,100
	14	207,300	238,300	260,500	289,300	324,200
	15	208,800	238,900	260,900	289,800	325,300
	16	210,300	239,500	261,400	290,200	326,400
	17	211,800	240,100	261,900	290,600	327,400
	18	213,200	240,700	262,400	291,000	328,500
	19	214,600	241,300	262,900	291,400	329,600
	20	216,000	241,800	263,500	291,800	330,600
	21	217,400	242,300	264,300	292,200	331,600
	22	218,500	242,800	264,900	292,600	332,600
	23	219,600	243,300	265,500	293,000	333,600
	24	220,700	243,800	266,300	293,400	334,600
	25	221,700	244,300	267,100	293,800	335,700
	26	222,600	244,800	267,800	294,200	336,600
	27	223,500	245,200	268,400	294,600	337,700
	28	224,400	245,700	269,200	295,000	338,700
	29	225,300	246,300	270,000	295,400	339,700
	30	226,100	246,800	270,700	295,900	340,700
	31	226,900	247,300	271,400	296,400	341,700
	32	227,700	247,700	272,100	296,900	342,600
	33	228,600	248,100	272,800	297,400	343,500
	34	229,300	248,600	273,500	297,900	344,400
	35	230,000	249,100	274,200	298,400	345,300
	36	230,700	249,500	274,900	298,900	346,200
	37	231,400	249,900	275,600	299,400	347,100
	38	232,000	250,400	276,300	300,100	348,100
	39	232,600	250,900	276,900	300,700	349,100
	40	233,200	251,300	277,500	301,400	350,000
	41	233,900	251,700	278,000	302,000	350,900
	42	234,400	252,200	278,500	302,600	351,800
	43	234,900	252,700	279,000	303,200	352,700
	44	235,400	253,100	279,500	303,700	353,500
	45	235,900	253,500	280,000	304,200	354,300
	46	236,300	253,900	280,500	304,800	355,100
	47	236,700	254,300	281,000	305,400	355,900
	48	237,100	254,700	281,400	306,000	356,600
	49	237,500	255,200	281,900	306,600	357,300

令和七年三月三十一日

大分県報号外（規則）

八

令和七年三月三十一日

大分県報号外(規則)

九

50	237,800	255,600	282,400	307,300	358,100
51	238,100	256,000	282,800	308,000	358,900
52	238,400	256,400	283,300	308,800	359,500
53	238,700	256,800	283,700	309,400	360,200
54	239,000	257,200	284,200	310,100	360,800
55	239,300	257,600	284,700	310,800	361,500
56	239,600	258,000	285,200	311,400	362,200
57	239,800	258,300	285,700	312,000	362,900
58	240,100	258,700	286,300	312,700	363,400
59	240,400	259,100	286,900	313,400	363,900
60	240,600	259,400	287,500	314,000	364,400
61	240,800	259,700	288,100	314,500	364,800
62	241,100	260,100	288,700	315,000	
63	241,400	260,500	289,300	315,600	
64	241,600	260,800	289,900	316,200	
65	241,800	261,100	290,400	316,800	
66	242,100	261,400	290,900	317,200	
67	242,400	261,700	291,400	317,700	
68	242,600	261,900	291,900	318,200	
69	242,800	262,100	292,400	318,500	
70	243,100	262,400	292,900	319,000	
71	243,400	262,700	293,300	319,500	
72	243,600	262,900	293,700	319,900	
73	243,800	263,100	294,100	320,100	
74	244,100	263,400	294,500	320,400	
75	244,400	263,700	294,900	320,600	
76	244,600	263,900	295,300	320,900	
77	244,800	264,100	295,700	321,200	
78	245,100	264,400	296,100	321,500	
79	245,400	264,700	296,500	321,800	
80	245,600	264,900	297,000	322,000	
81	245,800	265,100	297,300	322,200	
82	246,100	265,400	297,800	322,500	
83	246,300	265,700	298,300	322,800	
84	246,600	265,900	298,800	323,000	
85	246,800	266,100	299,100	323,200	
86	247,000	266,300	299,600	323,500	
87	247,300	266,600	300,100	323,800	
88	247,600	266,900	300,400	324,100	
89	247,800	267,100	300,800	324,300	
90	248,100	267,300	301,300	324,600	
91	248,400	267,600	301,800	324,900	
92	248,600	267,800	302,300	325,100	
93	248,800	268,100	302,600	325,300	
94	249,100	268,400	303,000	325,600	
95	249,400	268,700	303,500	325,900	
96	249,600	268,900	304,000	326,100	
97	249,800	269,100	304,400	326,300	
98	250,100	269,400	304,800		
99	250,400	269,600	305,100		
100	250,600	269,900	305,400		
101	250,800	270,100	305,700		
102	251,100	270,300	306,100		
103	251,400	270,600	306,400		
104	251,600	270,900	306,800		
105	251,800	271,100	307,100		

	106		271,300	307,500		
	107		271,600	307,900		
	108		271,800	308,200		
	109		272,100	308,400		
	110		272,400	308,800		
	111		272,700	309,100		
	112		272,900	309,300		
	113		273,100	309,500		
	114		273,400	309,800		
	115		273,600	310,100		
	116		273,800	310,300		
	117		274,100	310,500		
	118		274,400	310,800		
	119		274,700	311,100		
	120		274,900	311,300		
	121		275,100	311,500		
	122		275,300	311,800		
	123		275,600	312,100		
	124		275,900	312,300		
	125		276,100	312,500		
	126		276,300	312,800		
	127		276,600	313,100		
	128		276,900	313,300		
	129		277,100	313,500		
	130		277,300			
	131		277,600			
	132		277,900			
	133		278,100			
	134		278,300			
	135		278,600			
	136		278,900			
	137		279,100			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		198,600	209,800	228,400	249,500	280,800

備考 この表は、平成29年4月1日以後に職員となった農業技術員（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、定年前再任用短時間勤務職員となった日の前日にこの表の適用を受けていたものに限る。）その他知事が指定する職員に適用する。

ロ 技能労務職給料表（二）

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	175,200	266,300	270,600	296,700	319,600
	2	176,300	267,300	272,500	298,000	321,300
	3	177,500	268,300	274,400	299,200	323,000
	4	178,600	269,300	276,300	300,500	324,600
	5	179,700	270,300	278,200	301,700	326,200
	6	180,800	271,300	280,100	302,900	327,900
	7	182,000	272,300	282,100	303,900	329,600
	8	183,100	273,300	284,000	305,100	331,200
	9	184,200	274,300	285,900	306,300	332,700
	10	185,300	275,300	287,800	307,800	334,400
	11	186,500	276,300	289,700	309,300	336,200
	12	187,600	277,400	291,600	310,800	337,800
	13	188,700	278,400	293,500	312,200	339,200
	14	190,400	279,700	294,500	313,600	340,900
	15	192,000	281,000	295,500	315,100	342,600
	16	193,600	282,300	296,600	316,500	344,100
	17	195,200	283,600	297,700	317,900	345,600
	18	196,900	284,900	298,900	319,400	347,200
	19	198,500	286,100	300,000	320,900	348,800
	20	200,100	287,300	301,200	322,200	350,400
	21	201,800	288,400	302,400	323,400	351,900
	22	203,500	289,600	303,700	324,900	353,500
	23	205,200	290,900	305,000	326,400	355,200
	24	206,900	292,200	306,300	327,800	356,800
	25	208,200	294,100	307,600	329,000	358,400
	26	209,800	296,000	309,000	330,600	360,000
	27	211,400	297,900	310,300	332,100	361,600
	28	212,900	299,800	311,600	333,500	363,200
	29	214,400	301,700	312,900	334,900	364,700
	30	216,000	303,600	314,200	336,300	365,700
	31	217,600	305,500	315,500	337,700	366,800
	32	219,200	307,400	316,600	339,000	368,000
	33	220,800	309,400	317,500	340,200	369,000
	34	222,500	311,300	318,800	341,600	370,000
	35	223,800	313,200	320,100	342,800	371,000
	36	225,100	315,100	321,400	344,100	372,000
	37	226,400	317,000	322,600	345,300	372,900
	38	227,500	318,900	323,900	346,200	373,700
	39	228,700	320,800	325,100	347,200	374,500
	40	229,800	322,700	326,300	348,200	375,200
	41	230,900	324,600	327,600	349,400	375,800
	42	232,400	326,500	328,700	350,100	376,500
	43	233,900	328,400	329,800	351,000	377,200
	44	235,400	330,300	330,900	351,800	377,900
	45	236,900	332,200	331,600	352,500	378,400
	46	238,400	334,100	332,500	353,300	379,100
	47	239,900	336,100	333,200	354,000	379,800
	48	241,400	338,000	334,000	354,800	380,500
	49	242,900	339,900	334,800	355,400	380,900

令和七年三月三十一日

大分県報号外（規則）

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	50	244,300	341,800	335,200	356,000	381,400
	51	245,700	343,700	335,900	356,600	382,000
	52	247,100	345,600	336,600	357,100	382,700
	53	248,300	347,500	337,400	357,500	383,000
	54	249,500	349,400	338,100	358,000	383,600
	55	250,700	351,300	338,800	358,600	384,300
	56	251,900	353,200	339,400	359,200	384,800
	57	253,000	355,100	339,900	359,500	385,200
	58	254,100		340,500	360,100	385,800
	59	255,300		341,000	360,600	386,400
	60	256,400		341,600	361,100	386,900
	61	257,400		341,900	361,400	387,300
	62	258,400		342,400	361,900	387,900
	63	259,400		342,800	362,500	388,400
	64	260,400		343,200	363,000	388,800
	65	261,400		343,600	363,200	389,300
	66	262,300		344,100	363,700	389,700
	67	263,200		344,600	364,300	390,100
	68	264,100		345,100	364,800	390,500
	69	264,900		345,400	365,100	390,900
	70	265,700		345,800	365,500	391,300
	71	266,500		346,200	366,000	391,600
	72	267,300		346,600	366,400	391,900
	73	268,000		346,900	366,800	392,200
	74	268,800		347,300	367,300	392,600
	75	269,600		347,700	367,800	392,900
76	270,300		348,100	368,100	393,200	
77	271,000		348,300	368,600	393,500	
78	271,800		348,700	369,000	393,900	
79	272,600		349,100	369,400	394,200	
80	273,300		349,500	369,800	394,500	
81	274,000		349,700	370,300	394,800	
82	274,800		350,100	370,700	395,200	
83	275,600		350,500	371,100	395,500	
84	276,300		350,800	371,400	395,800	
85	277,000		351,100	371,800	396,100	
86	277,700		351,500	372,200		
87	278,400		351,900	372,600		
88	279,100		352,300	372,900		
89	279,800		352,800	373,300		
90	280,500		353,200	373,700		
91	281,200		353,600	374,100		
92	282,000		354,000	374,400		
93	282,600		354,500	374,800		
94	283,300		354,900	375,200		
95	283,900		355,200	375,600		
96	284,600		355,500	375,900		
97	285,200		356,000	376,300		
98	285,900		356,400			
99	286,500		356,700			
100	287,200		357,000			
101	287,800		357,500			
102	288,500		357,900			
103	289,100		358,200			
104	289,600		358,500			
105	290,100		359,000			

令和七年三月三十一日

大分県報号外(規則)

令和七年三月三十一日

	106	290,700		359,400		
	107	291,200		359,700		
	108	291,800		360,000		
	109	292,300		360,500		
	110	292,800				
	111	293,400				
	112	294,000				
	113	294,500				
	114	295,000				
	115	295,400				
	116	295,700				
	117	295,900				
	118	296,200				
	119	296,400				
	120	296,700				
	121	296,900				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準給料月額					
	円 251,900					

備考 この表は、技能労務職給料表（一）の適用を受けない職員に適用する。

大分県報号外（規則）

別表第二のイの表に次のように加える。

その他

知事が指定する職員の職務

別表第四のイの表中

農業技術員

高校卒

1給21号給

を

農業技術員	高校卒	1級5号給	に改める。
その他			

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。
(号給の切替え)
- 2 令和七年四月一日（以下この項において「切替日」という。）の前日において技能労務職員の給与及び旅費に関する規則別表第一の給料表の適用を受けていた職員であつて同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であつたものの切替日における号給（同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。
(一般職員の例による取扱い)
- 3 職員の給料の切替え及びその切替えに伴う措置その他この規則の施行に関し必要な事項については、一般職員の例による。
(委任)
- 4 この附則に規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則別表 号給の切替表（附則第二項関係）

イ 技能労務職給料表（一）の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給			
	1 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	2	2	1
7	1	3	3	1
8	1	4	4	1
9	1	5	5	1
10	1	6	6	2
11	1	7	7	3
12	1	8	8	4
13	1	9	9	5
14	1	10	10	6
15	1	11	11	7
16	1	12	12	8
17	1	13	13	9
18	2	14	14	10
19	3	15	15	11
20	4	16	16	12
21	5	17	17	13
22	6	18	18	14
23	7	19	19	15
24	8	20	20	16
25	9	21	21	17
26	10	22	22	18
27	11	23	23	19
28	12	24	24	20
29	13	25	25	21
30	14	26	26	22
31	15	27	27	23
32	16	28	28	24
33	17	29	29	25
34	18	30	30	26
35	19	31	31	27
36	20	32	32	28
37	21	33	33	29
38	22	34	34	30
39	23	35	35	31
40	24	36	36	32
41	25	37	37	33
42	26	38	38	34
43	27	39	39	35
44	28	40	40	36
45	29	41	41	37
46	30	42	42	38
47	31	43	43	39
48	32	44	44	40
49	33	45	45	41
50	34	46	46	42
51	35	47	47	43
52	36	48	48	44
53	37	49	49	45

令和七年三月三十一日

大分県報号外（規則）

54	38	50	50	46
55	39	51	51	47
56	40	52	52	48
57	41	53	53	49
58	42	54	54	50
59	43	55	55	51
60	44	56	56	52
61	45	57	57	53
62	46	58	58	54
63	47	59	59	55
64	48	60	60	56
65	49	61	61	57
66	50	62	62	58
67	51	63	63	59
68	52	64	64	60
69	53	65	65	61
70	54	66	66	
71	55	67	67	
72	56	68	68	
73	57	69	69	
74	58	70	70	
75	59	71	71	
76	60	72	72	
77	61	73	73	
78	62	74	74	
79	63	75	75	
80	64	76	76	
81	65	77	77	
82	66	78	78	
83	67	79	79	
84	68	80	80	
85	69	81	81	
86	70	82	82	
87	71	83	83	
88	72	84	84	
89	73	85	85	
90	74	86	86	
91	75	87	87	
92	76	88	88	
93	77	89	89	
94	78	90	90	
95	79	91	91	
96	80	92	92	
97	81	93	93	
98	82	94	94	
99	83	95	95	
100	84	96	96	
101	85	97	97	
102	86	98		
103	87	99		
104	88	100		
105	89	101		
106	90	102		
107	91	103		
108	92	104		
109	93	105		
110	94	106		
111	95	107		

令和七年三月三十一日

大分県報号外（規則）

令和七年三月三十一日

大分県報号外(規則)

一七

112	96	108
113	97	109
114	98	110
115	99	111
116	100	112
117	101	113
118	102	114
119	103	115
120	104	116
121	105	117
122		118
123		119
124		120
125		121
126		122
127		123
128		124
129		125
130		126
131		127
132		128
133		129

ロ 技能労務職給料表（二）の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	2	1	1
7	3	3	1	1
8	4	4	1	1
9	5	5	1	1
10	6	6	2	2
11	7	7	3	3
12	8	8	4	4
13	9	9	5	5
14	10	10	6	6
15	11	11	7	7
16	12	12	8	8
17	13	13	9	9
18	14	14	10	10
19	15	15	11	11
20	16	16	12	12
21	17	17	13	13
22	18	18	14	14
23	19	19	15	15
24	20	20	16	16
25	21	21	17	17
26	22	22	18	18
27	23	23	19	19
28	24	24	20	20
29	25	25	21	21
30	26	26	22	22
31	27	27	23	23
32	28	28	24	24
33	29	29	25	25
34	30	30	26	26
35	31	31	27	27
36	32	32	28	28
37	33	33	29	29
38	34	34	30	30
39	35	35	31	31
40	36	36	32	32
41	37	37	33	33
42	38	38	34	34
43	39	39	35	35
44	40	40	36	36
45	41	41	37	37
46	42	42	38	38
47	43	43	39	39
48	44	44	40	40
49	45	45	41	41
50	46	46	42	42
51	47	47	43	43
52	48	48	44	44
53	49	49	45	45

令和七年三月三十一日

大分県報号外（規則）

令和七年三月三十一日

大分県報号外(規則)

一九

54	50	50	46	46
55	51	51	47	47
56	52	52	48	48
57	53	53	49	49
58	54	54	50	50
59	55	55	51	51
60	56	56	52	52
61	57	57	53	53
62		58	54	54
63		59	55	55
64		60	56	56
65		61	57	57
66		62	58	58
67		63	59	59
68		64	60	60
69		65	61	61
70		66	62	62
71		67	63	63
72		68	64	64
73		69	65	65
74		70	66	66
75		71	67	67
76		72	68	68
77		73	69	69
78		74	70	70
79		75	71	71
80		76	72	72
81		77	73	73
82		78	74	74
83		79	75	75
84		80	76	76
85		81	77	77
86		82	78	78
87		83	79	79
88		84	80	80
89		85	81	81
90		86	82	82
91		87	83	83
92		88	84	84
93		89	85	85
94		90	86	
95		91	87	
96		92	88	
97		93	89	
98		94	90	
99		95	91	
100		96	92	
101		97	93	
102		98	94	
103		99	95	
104		100	96	
105		101	97	
106		102		
107		103		
108		104		
109		105		
110		106		
111		107		

112		108		
113		109		

令和七年三月三十一日

大分県報号外（規則）

退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和七年三月三十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

退職手当の支給等に関する規則（平成二十一年大分県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

第十八条の二第二号中「就業手当又は」を削る。

第三十三条第一項中「第五十六条の三第一項第一号イに該当する者に係る就業促進手当（以下「就業手当」という。）に相当する退職手当にあつては就業手当に相当する退職手当支給申請書（第二十号様式）に、同号ロを「第五十六条の三第一項第一号」に、「第二十一号様式）に、同号ロを「第二十一号様式）に、同号」に改める。

第二十号様式を次のように改める。

附則

第二十七号様式から第二十九号様式までの規定中「**第20号様式**」を「**第21号様式**」に改める。

この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第二十七号様式から第二十九号様式までの改正規定は、同年六月一日から施行する。

大分県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県規則第十号

大分県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大分県の事務処理の特例に関する条例施行規則（平成十二年大分県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

- 一 特例条例別表第一の二十八の項に規定する事務
- 一 宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（令和七年大分県規則第二十四号。以下この項中「規則」という。）第五条第三項（規則第七條第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、協議の成立を通知すること。
- 二 規則第十条第一項の規定に基づき、宅地造成等に関する工事の届出の変更届出書を受理すること。
- 三 規則第十条第二項の規定に基づき、擁壁等に関する工事の届出の変更届出書を受理すること。
- 四 規則第十一条の規定に基づき、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中止若しくは再開又は廃止の届出を受理すること。

別表第二の八の項の事務の欄の第一号中「大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例施行規則」を「大分県土砂等の堆積行為の規制に関する条例施行規則」に改める。

附則

この規則は、令和七年五月一日から施行する。